

令和7年度

センター名

亀山第2地域包括支援センター

事業計画書(案)

令和7年3月

1 総則

圏域名 亀山第2地域包括支援センター

(1) 組織・運営

令和7年度

この事業計画の策定体制 (組織、法人のかかわり方)	センター長にて原案を作成。原案を用いて職員と検討会を実施。作成した案を法人本部に提示し、意見を求め再検討を行い、同意を得て提出。
この事業計画の進捗管理手法	職員間で事業計画の進捗状況の確認・意見交換を行い、随時、法人・基幹型地域包括センターに報告。目標の達成状況や課題について、法人必要時会議を開催し、進捗状況の確認を行い、職員内で検討し事業運営を行う。
公平性、中立性を確保するための体制	公正中立なマネジメントを実施。職種を交え多角的視点で対応する。介護予防サービス提供事業者や介護予防支援事業所の特色を把握し、ニーズに合ったサービスの紹介を公平性・中立性の基づき選定する。
組織マネジメント体制	組織に課題を明確化し個人の課題と紐づけ、課題の解決に繋げる。
個人情報保護体制	個人情報の安全管理に関する責任体制等報告書を順守する。
苦情処理体制	センター長を責任者とし迅速な報告体制を取り、苦情内容については職員全員で共有する。必要に応じて法人・基幹型地域包括支援センターに報告し改善を図る。

(2) 人員

職員の配置状況	センター長(保健師)[1]人、社会福祉士[1]人、主任介護支援専門員[2]人、介護支援専門員[1]人
職員の研修等実施計画	職員の知識の向上・専門職の資質向上のため県や各種専門職団体等が開催する研修に積極的に参加する。
専門職間の連携体制	常事業を含め、困難事例や継続的な関わりの必要性が生じた場合は適切に情報共有を行い、3職種間の専門領域を活用しながら協議し課題解決に取り組んでいく。3職種がそれぞれ把握した知識・情報については適宜共有し、包括として資質向上につなげていく。

(3) 圏域の状況把握

担当圏域の状況把握方法	総合相談での相談内容から状況及び実態を把握する 民生委員等関係機関から情報収集を行う 居宅支援事業所及び各サービス支援事業所等の関係機関と連携し、地域の状況把握を行う
担当圏域の地域概況 (高齢者数、高齢者世帯など)	令和6年9月末日現在 総人口 22,533 人 高齢者人口 65歳以上人口 6,638 人 うち、75歳以上人口 3,883 人 高齢化率 29.45 % 75歳以上比率 17.23 %
地域資源の状況	社会福祉協議が作成した「高齢者のための社会資源のしおり」を活用 さらに小地域における地域活動や病院・移動販売・施設等を把握し生活実態を知る
今年度の事業実施にあたっての重点事項	移転に伴い、地域包括支援センターの周知を再度徹底し、地域住民に今までと変わらないサービスを提供する。 高齢者の保健業務と介護予防の一体的支援事業を市と協力し、地域(まちづくり協議会等)に介護予防普及及び啓発活動を目的とし出前講座や健康教育等と実施していく。

2-(1) 包括的支援事業
ア 総合相談支援業務

圏域名 亀山第2地域包括支援センター
令和7年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供

この業務の実施方針	住み慣れた地域で安全に安心してその人がその人らしく暮らし続けられる事ができるよう、問題解決に取り組み、適切な制度・サービスに繋がるよう支援する。 地域の窓口として周知を図り、総合相談業務が円滑にできるよう努める。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域におけるネットワークの構築	5(1)ア(ア)	1 介護サービス事業者とのネットワーク	居宅介護支援事業所連絡会：年4回実施
		2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携	在宅医療・他職種連携研修会への出席：年4回
		3 地域自治組織とのネットワーク	各まちづくり協議会への出席：必要時
		4 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会とのネットワーク	民事協定例会への出席：3地区×12回
		5 ふれあいサロンとのネットワーク	ふれあいサロン会議への出席：年1回(随時)
		6 当事者組織とのネットワーク	介護者のつどい：年2回(市・カナリアとの共催)
		7 ボランティア団体とのネットワーク	ボランティア団体の集い等への出席：随時
		8 生活支援コーディネーターとの連携	地域に関する専門職のネットワーク会議への出席：年12回
		9 高齢者福祉分野以外との連携	個々のケースの担当者会議や障害自立支援介護等への出席：随時
		10 その他のネットワーク	実習生の受け入れ：要請があれば対応
②被保険者等の実態把握	5(1)ア(イ)	1 被保険者等への戸別訪問	随時対応
		2 地域住民からの情報収集	随時対応
③総合相談支援——利用者が相談しやすい相談体制の構築	5(1)ア(ウ)、(キ)、(ク)	1 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR	チラシ、広域及び法人のホームページにて窓口にて周知
		2 夜間、土曜・休日窓口の整備・周知	夜間、土・日・祝日はオンコールにて対応。必要に応じて訪問等にて対応。 法人のホームページ・訪問にて適宜周知
		3 緊急時の連絡体制の構築	虐待等緊急対応が必要な場合は地域福祉課高齢者支援G及び基幹型包括に連絡
		4 幅広い年代への周知方法	各医療機関・公共機関等でのポスター貼付、チラシの配布
④総合相談支援——初期段階の相談対応と相談内容の把握・分析	5(1)ア(ウ)	1 相談受付体制	随時対応
		2 個別ケースのアセスメント	相談内容をできるだけ詳しく聴き取りアセスメントを実施
		3 個別ケースの管理・共有	3職種間で随時情報共有、共有フォルダ内で共有
		4 相談内容の傾向分析	事例検討会等で他包括の状況と比較して分析

⑤総合相談支援——解決のための必要な対応	5(1)ア(ウ)	1 必要なサービスの案内体制	随時対応
		2 解決困難な相談事例の管理体制	相談内容をできるだけ詳しく聴き取りデータ(記録)として保管・管理
		3 解決困難な相談事例の市、基幹型包括への報告体制	相談事例について基幹型包括→市に報告し相談内容(記録)の共有化を図る。
		4 障がい分野との連携体制	ケースがあった場合に随時対応
		5 子育て分野との連携体制	ケースがあった場合に随時対応
⑥地域の社会資源の把握・開発	5(1)ア(エ)	1 介護保険外の高齢者支援サービスの把握	地域住民・関係団体からの情報を通じて把握:随時
		2 介護保険外の高齢者支援サービスの開発	生活支援コーディネーターとの連携により対応:随時
		3 地域の社会資源に関する情報の整理	生活支援コーディネーターとの連携により情報を整理
⑦複合的な課題を持つ世帯への支援	5(1)ア(カ)	1 相談内容の把握・分析・整理	相談・訪問より相談内容の把握を行い包括内で分析。必要に応じて各関係機関との連携し対応。
		2 関係機関との連携	相談があった場合に必要に応じて関係機関と連携する
その他、総合相談支援にかかる取組			

介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (2)家族介護への支援
------------------	--

この事業の実施方針	高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持できるよう、高齢者を抱える家族が介護負担なく支援できるよう相談できる場の提供を行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①家族介護への支援	5(1)ア(オ)、(ク)	1 予防的な取組	介護者のつどい:年2回(市・カナリアと協力し実施)
		2 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR	チラシ、広域及び法人のホームページにて窓口にて周知
		3 夜間、土曜・休日窓口の整備・周知	夜間、土・日・祝日はオンコールにて対応。必要に応じて訪問等にて対応。 法人のホームページ・訪問にて適宜周知
		4 緊急時の連絡体制の構築	虐待等緊急対応が必要な場合は地域福祉課高齢者支援G及び基幹型包括に連絡
		5 幅広い年代への周知方法	各医療機関・公共機関等でのポスター貼付、チラシの配布
その他、家族介護にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
イ 権利擁護業務

圏域名 亀山第2地域包括支援センター

令和7年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (2)権利擁護・虐待防止

この業務の実施方針	住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持できるよう、関係機関と連携を図りながら、問題解決に取り組み、適切な制度・サービスに繋がるよう支援する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進	5(1)イ(ア)	1 成年後見制度等を利用する必要がある人の把握	個別相談時に随時把握
		2 成年後見制度等の活用へのつなぎ	成年後見サポート事業と連携し対応：随時
		3 ケース検討による地域特性の分析	相談内容や事例検討会などで他包括の状況と比較して分析
②高齢者虐待への対応	5(1)イ(イ)、 (ウ)	1 虐待事例の把握	介護サービス事業所・介護支援専門員からの情報提供 個別相談時に把握
		2 虐待事例があった場合の対応	市・基幹型包括と連携し、マニュアルに沿って対応：随時
		3 緊急時の連携施設の確保	市・基幹型包括と連携し、緊急時対応ベットの確保：随時
③支援が困難な事例への対応	5(1)イ(イ)、 (ウ)	1 支援困難事例の把握	個別相談時に随時把握 介護支援専門員を通じて把握
		2 支援困難事例への対応	基幹型包括をはじめ他職種のネットワークを活用し随時対応
④消費者被害の防止	5(1)イ(エ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携	消費生活センターと連携し被害状況を随時連携
		2 民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供	被害事例が発生した際、随時情報を提供
⑤権利擁護に関する啓発	5(1)イ(ア)～ (エ)	1 権利擁護に関する講演会の開催	亀山市社会福祉協議会と共催し市民向け権利擁護シンポジウム開催の開催：1回/年
		2 権利擁護に関するその他の啓発活動	市・成年後見サポート事業が開催する研修会に参加し、研修内容を介護サービス事業所等に周知する
その他、権利擁護にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

圏域名 亀山第2地域包括支援センター

令和7年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供
この業務の実施方針	住み慣れた地域で暮らし続けられることができるよう、医療や介護支援専門員、地域の関係機関との連携を持ち、包括的かつ継続的にケアマネジメントが実践できる体制を整備する。

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①包括的・継続的なケア体制の構築	5(1)ウ(ア)	1 介護支援専門員と関係機関との連携支援	三職種ワーキングの開催：年12回
		2 介護支援専門員と地域との連携支援	居宅介護支援事務所連絡会や地域ケア会議等を通じた連携支援
		3 介護支援専門員相互のネットワーク活用支援	居宅介護支援事務所連絡会や地域ケア会議等を通じたネットワーク構築支援
		4 地域住民への取組み	自立支援に関する意識づけに向けた講座の開催
②介護支援専門員への日常的個別指導・相談など	5(1)ウ(イ)	1 介護支援専門員に対する相談窓口の設置	随時対応
		2 事例検討会・研修会の開催【※年間計画を別紙に記入してください】	事例検討会・居宅介護支援事務所連絡会を開催：年4回（亀山第1包括と共催）
		3 ケアプラン作成に伴う日常的個別指導・助言	居宅サービス計画・介護予防サービス計画等の確認・検証
		4 制度・施策に関する情報提供	事例検討会・居宅介護支援事務所連絡会を通じた情報提供等：随時
③支援困難事例等への指導・助言	5(1)ウ(ウ)	1 同行訪問	随時対応
		2 サービス担当者会議への出席	随時対応
その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【別紙】介護支援専門員向け研修会・事例検討会等開催計画

圏域名 亀山第2地域包括支援センター

令和7年度

開催月	内 容	対象者	備 考 (共催の場合は、その旨と共催相手を記入)
4月			
5月			
6月	居宅介護支援専門員連絡会	居宅介護支援専門員	亀山第1地域包括支援センターと共催
7月			
8月			
9月	居宅介護支援専門員連絡会	居宅介護支援専門員	亀山第1地域包括支援センターと共催
10月			
11月			
12月	居宅介護支援専門員連絡会	居宅介護支援専門員	亀山第1地域包括支援センターと共催
1月			
2月			
3月	居宅介護支援専門員連絡会	居宅介護支援専門員	亀山第1地域包括支援センターと共催

2-(1) 包括的支援事業
エ 地域ケア会議関係業務

圏域名 亀山第2地域包括支援センター
令和7年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の48
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (1)地域ケア会議の実施

この業務の実施方針	介護支援専門員や地域住民等からの個別相談から、必要に応じて随時個別ケア会議を開催する。他職種の役割や専門性を共有しながら個別課題の解決を図るとともに、地域課題について整理・把握し、地域ケア会議を実施し問題解決に取り組んでいく。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①個別事例の課題解決と地域課題の把握	5(1)エ(ア)	1 地域ケア個別会議の開催、モニタリングの実施	必要時随時開催 開催後モニタリング実施
		2 地域ケア個別会議における介護支援専門員間での情報共有	ケース検討を通じて介護支援専門員へのノウハウの共有を図る
		3 地域ケア圏域会議の開催、検討事項の共有	年2回開催(随時) 議事録を参加者間で共有
		4 地域ケア圏域会議におけるテーマ設定	個別会議の結果をもとに毎回設定
		5 地域ケア会議を通じた地域課題の把握	個別会議、圏域会議を整理
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	5(1)エ(イ)	1 地域ケア圏域会議での地域課題の解決	関係機関・他職種からの意見聴取による解決に努める
		2 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・資料提供	現時点では参加予定なし
		3 広域連合及び基幹型包括への報告	広域連合の定める方法によってケア会議終了後に報告
		4 地域ケア圏域会議や地域ケア推進会議の結果のフィードバック	地域ケア推進会議の結果は地域ケア圏域会議に報告、地域ケア圏域会議の結果は地域ケア個別会議に報告し共有を図る
③自立支援型地域ケア会議の実施	5(1)エ(ウ)	1 自立支援型地域ケア会議の実施	年6回(6例)実施
		2 自立支援型地域ケア会議の結果のフィードバック	自立支援の考え方などについて居宅介護支援専門連絡会・研修会等にて共有
		3 ケース選定の方法	介護支援専門員が選定し、選定基準を満たしているか等包括と介護支援専門員で相談し選定
その他、地域ケア会議にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
オ 介護予防ケアマネジメント業務

圏域名 亀山第2地域包括支援センター

令和7年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号二
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供

この業務の実施方針	高齢者の心身状態・置かれている環境及びその他の状況に応じて専門的視点から必要なサービスの提供を行う。 高齢者が地域で自立した生活が送れるよう介護保険サービスのみでなく社会・地域資源も活用し支援を行う。また、受け皿となる地域資源の開発・提言を行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントの実施	5(1)オ(ア)、(イ)	1 三職種の相互連携によるケアマネジメントの実施	三職種が連携し、一人ひとりの合ったケアマネジメントを行う:随時
		2 自立支援に向けたケアマネジメントの実施	アセスメントを行い可能な限り自立した生活が送れるよう自立支援に重点を置いたケアマネジメントを行う:随時
		3 住民主体サービス、地域の予防活動の活用	地域の社会資源を把握し、できる限りケアプランに組み入れる
		4 短期集中予防サービスの活用	機能改善が見込まれるケースには短期集中予防サービスを組み入れる
		5 モニタリングによる業務評価	モニタリングによる業務評価を行い、次のアセスメントの向上につなげる:随時
②セルフケアの助言	5(1)オ(ウ)	1 チェックリストの普及、活用促進	チェックリストの活用による生活機能、心身機能の把握と本人への助言を行う:随時
		2 一般介護予防事業等の情報提供	ケアマネジメントの一定期間後、継続的な介護予防につなげるための情報提供を行う:随時
		3 地域におけるつどいの場への参加促進	ケアマネジメントの一定期間後、継続的な介護予防につなげるための情報提供を行う:随時
その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組		介護予防ケアマネジメント結果の把握	基本チェックリスト実施者に維持・改善の状況の把握

2-(1) 包括的支援事業
力 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業
1) 介護予防普及啓発事業等

圏域名	亀山第2地域包括支援センター
-----	----------------

令和7年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号
介護保険事業計画 における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括 ケアシステムの深化・推進～ ２ 介護予防・生活支援サービスの提供 (2)一般介護予防事業

この事業の実施方針	高齢者の心身状態・置かれている環境及びその他の状況に応じて専門的視点から必要なサービスの提供を行う。 高齢者が地域で自立した生活が送れるよう介護保険サービスのみでなく社会・地域資源も活用し支援を行う。また、受け皿となる地域資源の開発・提言を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①介護予防の普及啓発等	5(2)ア、イ (ア)、(イ)	1 各種介護サービスの存在、利用方法等に関する情報提供及び利用啓発	民事協等での情報提供、利用啓発：随時 ポスター・チラシでの情報提供、利用啓発：随時
		2 出前講座等による地域住民への情報提供及び利用啓発	出前講座等での情報提供、利用啓発：随時
		3 一般介護予防事業の事業所との連携による介護予防に資する地域づくりの推進	高齢者の保健業務と介護予防の一体的支援と連携した介護予防教室の開催：随時 地域と連携した介護予防教室の開催：随時
その他、介護予防普及啓発にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業
2) 在宅医療・介護連携推進事業

圏域名 亀山第2地域包括支援センター
令和7年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (3)医療と介護の連携

この事業の実施方針	住み慣れた地域で適切な医療や介護を受けながら安心して在宅医療を受ける事ができるよう関係機関との連携(ホームケアネット・バイタルリンクの活用)を図り、サービスが円滑・迅速に提供できるよう支援していく
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	5(2)ア	1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応	在宅医療との連携、ホームケアネット・バイタルリンクの活用による対応：随時
		2 外来診療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応	医療機関との連携による対応：随時
		3 入院医療機関との連携による困難事例等への対応	医療機関のMSWとの連携による対応：随時
②医療関係者とのネットワーク構築・医療連携に基づく事例対応	5(2)ア	1 医療関係者との合同の事例検討会・研修会等の開催・参加等	医師会が主催する事例検討会・研修会への参加：年1回以上
		2 医療関係者との合同によるカンファレンスへの参加	医療機関関係者が主催するカンファレンスへの参加：随時
その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業
3) 認知症総合支援事業

圏域名 亀山第2地域包括支援センター
令和7年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (3)認知症施策の推進

この事業の実施方針	医療機関・介護支援専門員・介護サービス事業所との連携を密にし、認知症を発症しても本人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域においてより良い環境で暮らし続けるための支援を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①認知症初期集中支援の推進	5(2)ア	1 認知症初期集中支援チームへのつなぎ	相談を受け付けた認知症初期集中支援が必要なケースについて初期集中支援チーム(カナリア)へのつなぎを行う:随時
		2 認知症初期集中支援チームにつないだケースのフォロー	チーム員会議への参加:年12回 初期集中支援チームと情報共有を図り、必要に応じて役割分担を行い支援していく:随時
②認知症地域支援・ケア向上の推進	5(2)ア	1 認知症サポーター養成講座の開催	認知症サポーター養成講座の主催:年2回以上
		2 認知症ケアパスの普及啓発・活用	相談支援の際に活用:随時
		3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施	認知症地域支援推進員が進める地域活動、認知症カフェ、チームオレンジ等の取り組みへの協力・支援:随時
その他、認知症総合支援にかかる取組	5(1)キ 5(2)ア	1 若年性認知症の支援	若年性認知症に関する相談があった場合、必要に応じて関係機関等と連携する

2-(1) 包括的支援事業
カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業
4) 生活支援体制整備事業

圏域名 亀山第2地域包括支援センター
令和7年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号
介護保険事業計画 における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括 ケアシステムの深化・推進～ 2 介護予防・生活支援サービスの提供 (1)介護予防・生活支援サービス

この事業の実施方針	生活支援コーディネーターとの連携を密にし、地域住民が抱える地域課題や生活課題をの問題解決 及びサービスの開発・活用の推進、地域の支え合い活動の支援に努める
-----------	--

事業内容	委託仕様書 の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①生活支援体制整備の推進	5(2)ア	1 生活支援コーディネーターとの 連携による不足する生活支援 サービスの把握	訪問や相談、地域ケア会議等で把握したニーズを 踏まえ、不足する生活支援サービスに関して、生活 コーディネーターとの共有を図る：随時
		2 生活支援コーディネーターとの 連携による生活支援サービスの 開発	住民主体サービスの開発などへの協力を行い、そ のサービスを介護予防ケアマネジメントにおいて活 用を図る：随時
②協議体及び地域づくり協議会・ま ちづくり協議会への参加	5(2)ア	1 生活支援コーディネーターが 主催する協議体への参加	協議体への参加：随時
		2 地域づくり協議会・まちづくり協 議会への参加	まちづくり協議会・総会への参加：随時
その他、生活支援体制整備にかか る取組			

2-1) 包括的支援事業
力 広域連合指定事業
(イ)ウ) 会議等への出席

圏域名 亀山第2地域包括支援センター 令和7年度

法的位置づけ	——
介護保険事業計画 における位置づけ	——

この事業の実施方針	地域包括支援センター業務を円滑・効果的に運営していくため、各関係機関・団体の会議等に参加し、情報共有を図り、連携が密に取れる体制を構築する
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席	5(2)ウ	1 地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席及び必要な助言等	各地域密着型サービス事業所及び介護・医療連携推進会議等への出席：随時 GH運営会議への出席：6回/年×5事業所
②各種会議への出席	5(2)エ	1 センター長会議への出席	年12回
		2 センター合同連絡会への出席	現時点では開催予定なし
		3 専門職部会への出席	年12回(主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師)
		4 その他各種研修会への出席	随時対応
その他、会議等にかかる取組			

2-(2) 指定介護予防支援事業

圏域名	亀山第2地域包括支援センター
-----	----------------

令和7年度

法的位置づけ	介護保険法第8条の2第16項
介護保険事業計画における位置づけ	

この事業の実施方針	高齢者が地域の多種多様なサービスを適切かつ効果的に活用し、住み慣れた地域でその人らしく生活を継続できるよう支援していく
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①予防給付のケアマネジメントの適正な実施	5(3)ア～カ	1 要支援者一人ひとりに合ったケアマネジメントの実施 2 多様なサービスの活用によるケアマネジメントの実施	三職種が連携し、一人ひとりに合ったケアマネジメントを行う アセスメントを行い、生活の質の向上を目指した目標設定を行い、多様なサービスを活用したケアマネジメントを行う
②居宅介護支援事業者へのケアマネジメントの適正な委託	5(3)エ、オ	1 事業の一部を委託する際の公正・中立性の確保 2 委託先事業者への研修会の実施 3 委託先事業者との間の情報管理 4 委託したケアプランの質の確保 5 委託先事業者の安定的な確保	必要な知識・能力を有する介護支援専門員が従事する指定介護支援事業所への委託を行い、特定事業者への偏りがないよう適切に委託先を選定する 研修会：年4回 個人情報保護方針に従い、当包括の責任の下で情報の受け渡しを行う 委託先の介護支援専門員への助言：随時 常に複数の指定居宅介護支援事業者との関係を構築していく
その他、指定介護予防支援にかかる取組			

2-(3) その他の取組

圏域名 亀山第2地域包括支援センター

(1) 災害・感染症対策と対応

令和7年度

法的位置づけ	――
介護保険事業計画 における位置づけ	基本目標Ⅲ サービスを安心して利用するために～介護保険制度の円滑な運営～ 4 災害等への備えの充実

この取組の実施方針	災害・感染症が発生した場合、地域住民が安全や安心を確保し、迅速かつ的確な対応が取れるよう各関係機関及び地域組織との情報交換を行い連携を図る。 また、有事の際の体制づくりに取り組んでいく
-----------	---

事業内容	委託仕様書の 位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス 等が持続的に提供できる体制の構築	5(4)イ	1 災害発生時にも介護保険 サービス等が持続的に提供できる 体制の構築	業務継続計画(BCP)により、災害発生時の体制の 構築するため、地域関係機関との連携を図る
		2 感染症発生時にも介護保険 サービス等が持続的に提供できる 体制の構築	業務継続計画(BCP)により、感染症発生時の体制 の構築するため、地域関係機関との連携を図る
②災害や感染症発生時における情 報発信や支援の実施体制	5(4)イ	1 災害発生時に情報発信や支 援を行える体制の構築	圏域内において災害が発生した場合、関係機関と の連絡を密にし入所者の受け入れなど応急対策・ 支援が求められる場合に対応できる体制を構築す る
		2 感染症発生時に情報発信や 支援を行える体制の構築	圏域内において感染症が発生した場合、関係機関 との連絡を密にし入所者の受け入れなど応急対 策・支援が求められる場合に対応できる体制を構 築する
その他、災害・感染症対策にかかる 取組			

(2) その他、特記事項

この取組の実施方針	
-----------	--

事業内容	委託仕様書の 位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等